

南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等）における競争入札参加資格
指名停止期間中の相手方との契約について

南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等）について、令和8年第3回港区議会議定例会に工事請負契約の承認を求める議案を提出しましたが、その後、契約の相手方が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

これを受け、港区は、競争入札参加資格を有している相手方について、港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行いました。

指名停止措置を受けた事業者は新たに入札に参加することはできませんが、本件契約の入札時の手続は適切に行われています。また、ヒアリングの結果、本件契約の入札に不正行為はなく、工事の履行能力に問題がないことの確認が取れたことから、下記のとおり契約の相手方とします。

記

1 契約件名

南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等）

2 契約の相手方

東京都港区西新橋三丁目11番1号

建装工業株式会社土木リニューアル事業部

3 指名停止措置の概要

（1）理由

関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事において、設計コンサル業者が受注協力関係にある施工業者に設計予算や発注情報を提供するなど、受注調整に関与していました。また、設計コンサル業者と施工業者は、受注予定者を事前に決定し、他の施工業者は見積価格の調整や辞退等により受注予定者が落札できるよう協力していました。これにより工事受注に係る競争を実質的に制限していました。

公正取引委員会は、この行為が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するとして排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

（2）措置内容

港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱第2条（指名停止の基準等）

別表第2項 不正行為等（2）イ 適用

指名停止期間 令和8年9月30日～令和9年1月29日（4月）

4 本事案に対する区の対応経過

令和8年7月14日 入札案件公表

8月18日 開札

8月31日 港区議会へ令和8年第3回港区議会定例会の工事請負契約の承認に係る議案として送付

9月28日 公正取引委員会による排除措置命令
区が排除措置命令の発出を把握

9月30日 競争入札参加資格の指名停止措置

10月2日 建装工業株式会社土木リニューアル事業部へのヒアリング

10月9日 令和8年第3回港区議会定例会において議決（原案可決）

5 今後の対応等

区は、ヒアリング時に、建装工業株式会社土木リニューアル事業部に対して、公共工事を受注することの責任の重さを十分に理解し、あらためて法令遵守を徹底するとともに、受注予定の工事の施工について万全を期すことについて申し入れを行いました。

建装工業株式会社土木リニューアル事業部からは、社内コンプライアンスの強化と受注予定の工事についての履行能力は問題なく、丁寧な現場管理を徹底していく旨の回答がありました。また、本件契約の入札において不正行為はなかったとの確認を行いました。

今後は、施工状況を細やかに確認するなど、適正な契約の履行確保を徹底してまいります。

<問合せ先>

港区総務部契約管財課契約係

電話 03-3578-2111 内線 2140～2143・2134・2137・2298